

○大船渡市防災観光交流センター設置管理に関する条例

平成29年 9 月20日 条例第23号

大船渡市防災観光交流センター設置管理に関する条例

(設置)

第1条 津波発生時における緊急避難の場所を確保するとともに、観光資源に関する情報の発信及び市民等の交流の場を提供し、もって安全でにぎわいのあるまちづくりに資するため、大船渡市防災観光交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大船渡市防災観光交流センター	大船渡市大船渡町字茶屋前 7 番地 6

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後10時までとする。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、12月29日から翌年 1 月 3 日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員の利益になるおそれがあるとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認めるとき。

- 3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第6条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食すること。
- (3) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (5) 許可を受けないで寄附金等の募集、署名の収集その他これらに類する行為をすること。
- (6) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (7) その他センターの保全及び秩序維持のため、市長が禁止する行為をすること。

(使用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により第5条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第5条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第5条第3項の規定に基づく条件に違反したとき。
- (5) センターの管理上必要があると認めるとき。
- (6) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

- 2 前項の規定による使用許可の取消し等により使用者に損害を生ずることがあっても、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第8条 使用者は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。
- 3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第11条 使用者は、センターの施設等の使用が終わったとき、又は第7条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを執行し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償等)

第12条 センターの施設等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(入場の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反するおそれがあると認められる者
- (2) センターの施設等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
- (4) その他センターの管理上支障があると認められる者

(指定管理者による管理)

第14条 センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第15条 センターの管理について、指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が定める日までに、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる事項に照らして指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) センターの設置の目的が効果的かつ効率的に達成されること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) センターの管理を継続して適正かつ確実に行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定等の告示)

第16条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者を指定したとき、又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(変更の届出)

第17条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

第18条 指定管理者が行うセンターの管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第19条 指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) センターにおいて、観光資源に関する情報の発信その他センターの設置の目的を達成するための事業を企画し、及び運営すること。
- (2) 第3条ただし書の規定により開館時間を変更すること。
- (3) 第4条ただし書の規定により臨時に休館し、又は開館すること。
- (4) 第5条第1項の許可を行うこと。
- (5) 第5条第2項の規定により許可をしないこと。
- (6) 第5条第3項の規定により許可に条件を付すること。
- (7) 第7条の規定により許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は行為の中止若しくは退去を命ずること。
- (8) 第13条の規定により入場を拒み、又は退去を命ずること。
- (9) 施設、設備等の維持管理に関すること。

(10) センターの利用の促進に関すること。

(11) その他センターの管理に関し市長が必要と認めること。

- 2 指定管理者は、前項第2号、第3号及び第5号から第8号までの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、センターに関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日までの期間について、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況に関する事項

(2) 利用状況に関する事項

(3) 経理の状況に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定の手続、当該指定の告示その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例の一部改正)

- 3 重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例（昭和39年大船渡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(35) 防災観光交流センター

別表（第8条関係）

1 展示室等の利用料金の上限額

区分		1 時間当たり	全日 (午前 9 時から午後10時まで)
展示室	入場料を徴収しないとき	400円	4,600円
	入場料が1,000円以下のとき	600円	6,900円
	入場料が1,000円を超えるとき	800円	9,200円
多目的室A	入場料を徴収しないとき	400円	4,600円
	入場料が1,000円以下のとき	600円	6,900円
	入場料が1,000円を超えるとき	800円	9,200円
多目的室B	入場料を徴収しないとき	400円	4,600円
	入場料が1,000円以下のとき	600円	6,900円
	入場料が1,000円を超えるとき	800円	9,200円
和室		400円	4,600円
会議室		400円	4,600円
スタジオ1		600円	6,900円
スタジオ2		400円	4,600円

備考

- 1 入場料に段階を設けている場合は、その最高額をもって上表を適用する。
- 2 入場料を徴収しない場合であっても、会費、負担金その他入場料に相当する金額を徴収し

たと認められるときは、入場料を徴収したものとみなす。

- 3 展示室及び多目的室を商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合の利用料金は、入場料が1,000円を超えるときの区分を適用する。
- 4 和室及び会議室を入場料を徴収し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合の利用料金は、上表の金額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 5 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料金は、その超える時間1時間につき、午前9時から午後10時までの1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とする。
- 6 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
- 7 利用料金の合計額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 その他施設の利用料金の上限額

区分	1時間当たり	全日 (午前9時から午後10時まで)
多目的広場	500円	5,800円
ピロティ	500円	5,800円
駐車場	500円	5,800円

備考

- 1 利用料金は、イベント、集会その他の催しに使用する場合に限り徴収する。
- 2 入場料を徴収し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合の利用料金は、上表の金額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 3 入場料を徴収しない場合であっても、会費、負担金その他入場料に相当する金額を徴収したと認められるときは、入場料を徴収したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により、あらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料金は、その超える時間1時間につき、午前9時から午後10時までの1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、1時間とする。
- 5 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
- 6 利用料金の合計額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

○大船渡市防災観光交流センター設置管理に関する条例施行規則

平成29年10月16日規則第44号

大船渡市防災観光交流センター設置管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大船渡市防災観光交流センター設置管理に関する条例（平成29年大船渡市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可又は許可の変更を受けようとする者は、大船渡市防災観光交流センター使用申請書（様式第1号）又は大船渡市防災観光交流センター使用変更申請書（様式第1号の2）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第3条 指定管理者は、許可又は許可の変更をしたときは、大船渡市防災観光交流センター使用許可書（様式第2号）又は大船渡市防災観光交流センター使用変更許可書（様式第2号の2）を交付するものとする。

(許可書の携帯及び提示)

第4条 許可を受けた者は、大船渡市防災観光交流センター（以下「センター」という。）を使用しようとするときは、前条の規定により交付を受けた許可書を携帯し、指定管理者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用料金の納付時期)

第5条 利用料金は、許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その納付時期を別に指定することができる。

(利用料金の減免)

第6条 利用料金の減免を受けようとする者は、大船渡市防災観光交流センター利用料金減免申請書（様式第2号の3）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、減免の申請があった場合は、必要に応じて調査を行い、又は書類の提示を求めることができる。

(損傷等の届出)

第7条 センターの施設等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、速やかに市長に届け出て指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第8条 条例第15条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、大船渡市防災観光交流センター指定管理者指定申請書（様式第3号）にセンターの管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(事業報告書の提出)

第9条 条例第20条に規定する事業報告書は、毎年度終了後60日以内に（年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、直ちに）、大船渡市防災観光交流センター事業報告書（様式第4号）により、市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（令和7年3月28日規則第6号）

- 1 この規則は、令和7年3月28日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

大船渡市防災観光交流センター使用申請書

年 月 日

（指定管理者） 様

申 請 者 住 所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

F A X

責 任 者 住 所

氏 名

電 話

F A X

大船渡市防災観光交流センターの使用を、次のとおり申請します。

催 事 区 分	
催 事 詳 細	
行 事 名 称	

年 月 日	時 間	施 設 名	目 的		料 金
			営利/非営利	予定人数	
対 象 者				小 計	
入場料（最高額）				加 算 額	
公益 / 収益				減 額	
				合 計 金 額	

様式第1号の2（第2条関係）

大船渡市防災観光交流センター使用変更申請書

年 月 日

（指定管理者） 様

申 請 者 住 所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

責 任 者 住 所

氏 名

電 話

令和 年 月 日付け 第 号で承認された大船渡市防災観光交流センターの使用の変更を、次のとおり申請します。

区分	年 月 日	時 間	施 設 名	目 的	料 金
変更後					
変更前					
申請理由 変更日				合 計 金 額	
				既 納 額	
				不 足 額	
				超 過 額	

様式第2号（第3条関係）

大船渡市防災観光交流センター使用許可書

年 月 日

申 請 者 住 所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

F A X

責 任 者 住 所

氏 名

電 話

F A X

指定管理者

大船渡市防災観光交流センターの使用を、次のとおり許可します。

催 事 区 分	
催 事 詳 細	
行 事 名 称	

年 月 日	時 間	施 設 名	目 的		料 金
			営利/非営利	予定人数	
対 象 者			小 計		
入場料（最高額）			加 算 額		
公益 / 収益			減 額		
			合 計 金 額		

様式第2号の2（第3条関係）

大船渡市防災観光交流センター使用変更許可書

年 月 日

申 請 者 住 所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

責 任 者 住 所

氏 名

電 話

指定管理者

令和 年 月 日付け 第 号で承認された大船渡市防災観光交流センターの使用の変更を、次のとおり許可します。

区分	年 月 日	時 間	施 設 名	目 的	料 金
変更後					
変更前					
申請理由 変更日				合 計 金 額	
				既 納 額	
				不 足 額	

様式第2号の3（第6条関係）

大船渡市防災観光交流センター利用料金減免申請書

年 月 日

（指定管理者） 様

申 請 者 住 所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

責 任 者 住 所

氏 名

電 話

大船渡市防災観光交流センターの料金の減額・免除を、次のとおり申請します。

年 月 日	時 間	施 設 名	減 免	料 金	減免額 (減免率)
申請理由			小 計		
			減 免 額 合 計		
			減 額		
			加 算 額		
			合 計 金 額		

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 所在地
法人名又は団体名
代表者名

印

大船渡市防災観光交流センター指定管理者指定申請書

大船渡市防災観光交流センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

所 在 地

法人名又は団体名

代表者名

印

大船渡市防災観光交流センター事業報告書

年度大船渡市防災観光交流センターに関する事業報告書を別紙のとおり提出します。

記

- 1 管理業務の実施状況に関する事項
- 2 利用状況に関する事項
- 3 経理の状況に関する事項
- 4 その他